

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第7号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和49年静岡県規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
<p>(建築物の認定の申請)</p> <p><b>第10条の3</b> 次の各号に掲げる認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する認定申請書（政令第115条の2第1項第4号ただし書並びに条例第5条第2項、第12条第3項及び第13条ただし書の規定による認定の申請にあつては、様式第8号による認定申請書）正本1通及び副本3通（法第43条第2項第1号の規定による認定の申請にあつては、正本1通及び副本2通）に、それぞれ当該各号の表に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 法第43条第2項第1号の規定による認定</p>			<p>(建築物の認定の申請)</p> <p><b>第10条の3</b> 次の各号に掲げる認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する認定申請書（政令第115条の2第1項第4号ただし書並びに条例第5条第2項、第12条第3項及び第13条ただし書の規定による認定の申請にあつては、様式第8号による認定申請書）正本1通及び副本3通（法第43条第2項第1号の規定による認定の申請にあつては、正本1通及び副本2通）に、それぞれ当該各号の表に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 法第43条第2項第1号の規定による認定</p>		
図書の種類	明示すべき事項	縮尺	図書の種類	明示すべき事項	縮尺
(略)			(略)		
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物、地域地区及び都市計画施設		付近見取図	方位、道路、目標となる地物、地域地区及び都市計画施設	
(略)			(略)		
(2)～(9) (略)			(2)～(9) (略)		
			(10) 政令第137条の12第6項の規定による認定		
図書の種類	明示すべき事項	縮尺	図書の種類	明示すべき事項	縮尺
公図写し			公図写し		
付近見取図	方位、道路、目標となる地物、地域地区及び都市計画施設		付近見取図	方位、道路、目標となる地物、地域地区及び都市計画施設	
土地利用現	縮尺、方位、敷	500分の1以	土地利用現	縮尺、方位、敷	500分の1以

況 図	地の隣地の区画及び土地利用の状況並びにその土地に附属する建築物の用途及び配置の状況	上
配 置 図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模並びに申請に係る建築物と他の建築物との別	500分の1以上
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び面積並びに主要部分の寸法	200分の1以上
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ	200分の1以上
既存不適格調書	既存建築物の基準時及びその状況に関する事項	

(ii) 政令第137条の12第7項の規定による認定

図書の種類	明示すべき事項	縮尺
公図写し		
付近見取図	方位、道路、目標となる地物、地域地区及び都市計画施設	
配 置 図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用	500分の1以上

(10)・(11) (略)

(建築等の許可の申請)

**第17条** 次の各号に掲げる許可を受けようとする者は、省令第10条の4第1項又は第4項に規定する許可申請書正本1通及び副本3通（法第85条第3項又は第87条の3第3項の規定による許可の申請にあつては、正本1通及び副本2通）に、それぞれ当該各号の表に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 法第52条第10項、第11項若しくは第14項、第53条第6項第3号、第53条の2第1項第3号若しくは第4号（法第57条の5第3項において準用する場合を含む。）、第55条第3項若しくは第4項各号、第59条第1

	<u>途及び規模、申請に係る建築物と他の建築物との別、敷地の接する道路の位置及び幅員並びに隣接建築物の用途及び配置の状況</u>	
<u>各階平面図</u>	<u>縮尺、方位、間取り、各室の用途及び面積並びに主要部分の寸法</u>	<u>200分の1以上</u>
<u>2面以上の立面図</u>	<u>縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ</u>	<u>200分の1以上</u>
<u>既存不適格調書</u>	<u>既存建築物の基準時及びその状況に関する事項</u>	

(12)・(13) (略)

(建築等の許可の申請)

**第17条** 次の各号に掲げる許可を受けようとする者は、省令第10条の4第1項又は第4項に規定する許可申請書正本1通及び副本3通（法第85条第3項又は第87条の3第3項の規定による許可の申請にあつては、正本1通及び副本2通）に、それぞれ当該各号の表に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 法第52条第10項、第11項若しくは第14項（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第67条の6の規定により読み替えて適用する場合を含む。

項第3号若しくは第4項、第59条の2第1項、第60条の2第1項第3号、第68条の3第4項、第68条の5の3第2項又は第68条の7第5項の規定による許可

(表略)

(6) 法第53条第4項又は第5項の規定による許可

(表略)

(7)・(8) (略)

(9) 法第58条第2項の規定による許可

(表略)

(10)～(13) (略)

#### 様式第24号 (略)

同意書

建築基準法第52条の2第1項の規定による指定の申請に係る当該特例敷地のそれぞれに適用される特別容積率の限

度に関する計画について、同条第1項の規定に基づき同意第2項

します。

(略)

#### 様式第24号の2 (略)

合意書

建築基準法第52条の3第1項の規定による指定の取消しの申請について、同項の規定に基づき合意します。

(略)

#### 様式第24号の3 (略)

同意書

む。)、第53条第6項第3号、第53条の2第1項第3号若しくは第4号(法第57条の5第3項において準用する場合を含む。)、第55条第3項(建築物省エネ法第67条の6の規定により読み替えて適用する場合を含む。))若しくは第4項各号、第59条第1項第3号若しくは第4項、第59条の2第1項、第60条の2第1項第3号、第68条の3第4項、第68条の5の3第2項又は第68条の7第5項の規定による許可

(表略)

(6) 法第53条第4項又は第5項(建築物省エネ法第67条の6の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定による許可

(表略)

(7)・(8) (略)

(9) 法第58条第2項(建築物省エネ法第67条の6の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定による許可

(表略)

(10)～(13) (略)

#### 様式第24号 (略)

同意書

建築基準法第57条の2第1項の規定による指定の申請に係る当該特例敷地のそれぞれに適用される特別容積率の限

度に関する計画について、同条第1項の規定に基づき同意第2項

します。

(略)

#### 様式第24号の2 (略)

合意書

建築基準法第57条の3第1項の規定による指定の取消しの申請について、同項の規定に基づき合意します。

(略)

#### 様式第24号の3 (略)

同意書

<p>建築基準法第52条の3第1項の規定による指定の取消しの申請について、同項の規定に基づき同意します。</p> <p>(略)</p> <p><b>様式第25号</b> (略)</p> <p style="text-align: center;">認 可</p> <p style="text-align: center;">建築協定変更認可申請書</p> <p style="text-align: center;">廃止認可</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">認 可</p> <p>次のとおり建築協定の変更認可を受けたいので、建築基</p> <p style="text-align: center;">廃止認可</p> <p>第70条第1項</p> <p>第74条第1項 (同法第76条の3第5項において準用す 準法 第76条第1項 (同法第76条の3第5項において準用す 第76条の3第2項</p> <p>る場合を含む。)の規定により申請します。 る場合を含む。)</p> <p>(略)</p>	<p>建築基準法第57条の3第1項の規定による指定の取消しの申請について、同項の規定に基づき同意します。</p> <p>(略)</p> <p><b>様式第25号</b> (略)</p> <p style="text-align: center;">認 可</p> <p style="text-align: center;">建築協定変更認可申請書</p> <p style="text-align: center;">廃止認可</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">認 可</p> <p>次のとおり建築協定の変更認可を受けたいので、建築基</p> <p style="text-align: center;">廃止認可</p> <p>第70条第1項</p> <p>第74条第1項 (同法第76条の3第6項において準用す 準法 第76条第1項 (同法第76条の3第6項において準用す 第76条の3第2項</p> <p>る場合を含む。)の規定により申請します。 る場合を含む。)</p> <p>(略)</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

**附 則**

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、様式第24号から様式第25号までの改正は、公布の日から施行する。